

平成30年 5月28日

午前10時00分開会

於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである (16名)

1番	朝 日 将 貴	2番	江 崎 貴 大
3番	加 藤 克 之	4番	高 橋 八重典
5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
7番	那 須 英 二	8番	三 宮 十五郎
9番	早 川 公 二	10番	平 野 広 行
11番	三 浦 義 光	12番	堀 岡 敏 喜
13番	炭 竈 ふく代	14番	佐 藤 高 清
15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである (なし)

3. 会議録署名議員

5番	永 井 利 明	6番	鈴 木 みどり
----	---------	----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (35名)

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 室 長	伊 藤 重 行
民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教 育 部 次 長 兼 生 涯 学 習 課 長 兼 十 四 山 ス ポー ツ セ ン ター 館 長	安 井 文 雄	教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久
監 査 委 員 事 務 局 長	羽 飼 和 彦	総 務 課 長	佐 藤 文 彦
財 政 課 長	佐 藤 雅 人	秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄
危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人	税 務 課 長	佐 野 智 雄
収 納 課 長	服 部 朋 夫	市 民 課 長	梅 田 英 明
保 險 年 金 課 長	服 部 利 恵	環 境 課 長	柴 田 寿 文

健康推進課長	飯田宏基	介護高齢課長	藤井清和
児童課長	大木弘己	十四山支所長	鈴木博貴
総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修	農政課長	小笠原己喜雄
商工観光課長	横江兼光	下水道課長	水谷繁樹
会計課長	伊藤えい子	学校教育課長	渡邊一弘
歴史民俗資料館長	伊藤隆彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷺尾里恵
書記	伊藤国幸		

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		諸般の報告
日程第4	同意第2号	公平委員会委員の選任について
日程第5	議案第41号	工事請負契約の締結について
日程第6	議案第42号	公有水面埋立てについて
日程第7	議案第43号	弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第44号	弥富市税条例等の一部改正について
日程第9	議案第45号	平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について
日程第10	議案第46号	弥富市手数料条例の一部改正について
日程第11	議案第47号	弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について
日程第12	議案第48号	弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13	議案第49号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第14	議案第50号	市道の認定について
日程第15	議案第51号	平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） おはようございます。

ただいまより平成30年第2回弥富市議会定例会を開会いたします。  
これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、永井利明議員と鈴木みどり議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

第2回弥富市議会定例会の会期を本日から6月19日までの23日間としたいと思いますが、  
御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月19日までの23日間と決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法施行令の規定により、市長から平成29年度一般会計予算の繰り越しに関する書類が提出をされ、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 同意第2号 公平委員会委員の選任について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第4、同意第2号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

平成30年第2回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を

申し上げます。

本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、同意1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意第2号公平委員会委員の選任につきましては、百合草信夫氏が平成30年6月30日任期満了のため、その後任者として百合草信夫氏を引き続き選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

本案は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、議案第41号を議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第41号工事請負契約の締結については、中学校空調機器設備工事施行のため必要があるものでございます。

議案の詳細につきましては、総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。

議案第41号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

内容につきましては、1. 工事名、中学校空調機器設置工事。2. 工事場所、弥富市鎌島地内ほか。3. 請負契約金額、9,995万4,000円。4. 請負契約者、ユニックス株式会社。5. 契約の方法、6名の一般競争入札でございます。

中学校空調機器設置工事施行のため契約を締結するものであります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより議案第41号の質疑に入ります。

質疑の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第41号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は原案のとおり決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第42号 公有水面埋立てについて

日程第7 議案第43号 弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第44号 弥富市税条例等の一部改正について

日程第9 議案第45号 平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について

日程第10 議案第46号 弥富市手数料条例の一部改正について

日程第11 議案第47号 弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第12 議案第48号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13 議案第49号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第14 議案第50号 市道の認定について

日程第15 議案第51号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第6、議案第42号から日程第15、議案第51号まで、以上10件を一括議題といたします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案7件、法定議決議案2件、予算関係議案1件でございます。その概要について御説明申し上げます。

議案第42号公有水面埋立てにつきましては、名古屋港管理組合が名古屋港港湾区域内の公有水面埋め立てを行うことに対し、意見を述べるための必要があるものでございます。

次に、議案第43号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正につきましては、旅館業法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第44号弥富市税条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第45号平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止につきましては、条例の制定目的を達成したため、条例を廃止するものであります。

次に、議案第46号弥富市手数料条例の一部改正につきましては、海部南部消防組合が共同処理する事務に火薬類取締法に基づく事務を加えたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正につきましては、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項の規定により、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第48号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第49号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法施行令の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第50号市道の認定につきましては、土地利用計画の変更に伴い、路線を認定す

るものであります。

次に、議案第51号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、生活保護基準額等の見直しによる生活保護システム改修委託料の増額や、愛知県防災行政無線移設試験等業務委託料等を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案は関係部長に説明を求めます。

なお、補正予算は総務部長に説明を求めます。

まず、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第42号公有水面埋立てについて御説明申し上げます。

名古屋港管理組合が名古屋港港湾区域内の公有水面埋め立てを行うことに対し、異義のない旨の意見を述べることにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。

1枚はねていただきまして、別紙がございますが、今回埋め立てを行いますのは、1. 埋立区域、(1)位置といたしましては、弥富市楠二丁目70番及び75番4の地先公有水面で、(3)面積につきましては、17万389.61平方メートルでございます。

次に、裏面をお願いいたします。

2. 埋め立てに関する工事の施行区域でございますが、(3)面積につきましては、57万8,612.84平方メートルでございます。

次のページに図面がございますが、斜線で表示した部分が今回埋め立てを行う部分でございます。その部分を含めて点線で囲った部分がございますが、そこが今回の埋立工事の施工区域でございます。

次に、3. 埋立地の用途といたしましては、倉庫などの保管施設用地でございます。

次に、議案第43号弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 旅館業法の一部改正に伴い、規定の整備を行うことといたしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。

次に、議案第44号弥富市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

31枚はねていただきまして、弥富市税条例等の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、非課税措置の対象となる障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下とすることといたしました。

た。現行は125万円以下でございます。

2. 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、均等割を課することができないこととされる者の前年の合計所得金額の限度額に係る基準を、28万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下とすることといたしました。現行は、28万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額でございます。

3. 平成33年度以後の各年度分の個人市民税について、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、基礎控除及び調整控除の適用はできないことといたしました。

4. 平成33年度以後の各年度分の個人の市民税について、所得割を課さないものとする総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額以下とすることといたしました。現行は、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額でございます。

5. 法人の市民税について、租税特別措置法第66条の7及び第68条の91、並びに同法第66条の9の3及び第68条の93の3の規定の適用を受ける場合は、控除すべき額を法人税割額から控除することといたしました。

6. 中小事業者等が生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に同法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に該当する一定の機械装置等に対して課する固定資産税について、わがまち特例方式を導入した上で、課税標準の特例措置を講じることとし、課税標準となるべき価格に乗ずる割合をゼロといたしました。

7. 製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を設けることとし、加熱式たばこの課税標準をその重量により換算する方法及び小売価格により換算する方法により換算した紙巻きたばこの本数の合計数とし、その換算方法は平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行することといたしました。

次に、裏面をお願いいたします。

8. 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品またはこれらの混合物を充填したもの（一定の者により売り渡しがされたもの等に限る。）を製造たばことみなし、その区分は加熱式たばことすることといたしました。

9. 市たばこ税の税率について、下表のとおり平成30年10月1日から3段階で引き上げることといたしました。現行は1,000本につき5,262円、平成30年10月1日から平成32年9月30日までが5,692円、平成32年10月1日から平成33年9月30日まで6,122円、平成33年10月1日以後6,552円でございます。

10. 市たばこ税について、平成27年度改正において講じた旧3級品の紙巻きたばこに係る税率の経過措置について、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの税率を平成31年9月30日まで適用することといたしました。

11. その他必要な規定の整備を行うことといたしました。

12. この条例は、公布の日から施行することといたしました。ただし、一部につきましては、平成30年10月1日、平成31年1月1日、平成31年4月1日、平成31年10月1日、平成32年4月1日、平成32年10月1日、平成33年1月1日、平成33年10月1日、平成34年10月1日または生産性向上特別措置法の施行の日から施行することといたしました。

次に、議案第45号平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例の廃止について御説明申し上げます。

2枚はねていただきまして、平成24年度分の固定資産税の納期の特例に関する条例を廃止する条例のあらましをごらんください。

1. 条例の制定目的を達成したため、廃止することといたしました。
2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。

次に、議案第46号弥富市手数料条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市手数料条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 海部南部消防組合が共同処理する事務に火薬類取締法に基づく事務を加えたことに伴い、煙火消費許可申請手数料を廃止することとしました。

2. この条例は、公布の日から施行することといたしました。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、立松教育部長、お願いします。

○教育部長（立松則明君） 続きまして、教育部所管の議案の御説明をさせていただきます。

議案第47号弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

3枚はねていただきまして、弥富市教育長の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第1項の規定により、教育長の勤務条件の読みかえ規定に介護休暇を加えることとしました。

2. この条例は、公布の日から施行することとさせていただきます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、村瀬民生部長、お願いします。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第48号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格について、「学校教育法の規定により、幼稚園・小学校・中学校・高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」とし、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」を追加することとした。

2. この条例は、公布の日から施行することとした。

次に、議案第49号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「54万円」から「58万円」に引き上げることとした。

2. 低所得者に対し、被保険者均等割額及び世帯別均等割額を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「27万円」から「27万5,000円」に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を「49万円」から「50万円」にそれぞれ引き上げることとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は、公布の日から施行することとした。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。

議案第50号市道の認定についてを御説明いたします。

1枚はねていただき、認定路線調書をごらんください。

土地利用計画の変更に伴い、表にございます駒野地内の1路線を認定するものでございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 次に、渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 補正予算について御説明申し上げます。

議案第51号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ566万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を178億2,566万5,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、財政調整基金繰入金467万7,000円を増額するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして生活保護システム改修委託料197万7,000円、消防費におきまして愛知県防災行政無線移設試験等業務委託料267万2,000円

であります。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案10件は継続議会で審議をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案10件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時24分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 永 井 利 明

同 議員 鈴 木 みどり

